

3 地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進

現状と課題

本市の農業は、市街地の後背部に広大な優良農地を有し、水田を中心とした土地基盤整備をはじめ、施設・機械の近代化など生産基盤の強化を図り、立地条件を活かして市民へ新鮮な農畜産物を提供しています。

一方、飽食の時代である現代、好きなときに好きなだけ食べられる便利な社会になっていることから、食料の生産が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食生活が食に関わっている人の労力によって培われているという意識が薄れています。食品の食べ残しや廃棄を少なくするためにも、食べることへの感謝の気持ちを育むことが重要です。

市民が千葉でとれる農畜産物や食品が作られる背景を知り、食を大切にしたい食生活ができるよう取り組んでいく必要があります。

行動指針

- 地域で生産される食べ物を味わいましょう。
- 作物の栽培体験の機会を増やしましょう。
- 食の大切さなどについて、親子で「食」と「農」に対する関心と理解を深めましょう。
- 栽培や収穫、食品加工等の体験を通して、農村地域との交流を図りましょう。
- 食品の食べ残しや廃棄を少なくするよう、買いすぎ、作りすぎに注意しましょう。

市の取り組み

(1) 市内産農畜産物への理解の促進

食に関する感謝の念を深めていくためには、市内産農畜産物に愛着を持って、その食材を活用していく必要があります。

- ◆ 市内で生産される農畜産物の認知度を市民に高めます。
- ◆ 給食や外食産業関係者など幅広く「食」に関わる人たちへの理解を深めます。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
千葉県産農産物生産者認証制度	土壌診断の定期的な実施、農薬の適正使用の遵守、生産履歴の記帳、堆肥の利用等、市独自の基準を満たした生産者を認証します。	農業者	経済農政局 営農指導課
市内産農産物の認知度の向上	市民公募・市民投票で決定した「地産地消シンボルマーク」を千葉県産農産物生産者認証制度の認証マークとして活用し、市内産農産物の認知度を高めます。	市民	
市内産農産物等のブランド化の推進	農産物や農産物を利用した加工品のブランド化を推進するための調査研究や農政センターを活用した品目選定及びバイオテクノロジーを活用したオリジナル品種の育成に取り組みます。	農業者	
生産者による出張授業	生産者が小学校などを訪問し、市内産農産物の栽培から収穫・出荷までの仕事や、食の大切さなどについて授業を実施し、子どもたちの「食」と「農」に対する関心と理解を深めます。	小学生	経済農政局 営農指導課 教育委員会 保健体育課 (小学校)



Column

農家と小学生の交流

平成 18 年度から、小学校・特別支援学校の給食で、千葉県産農産物を使ったメニューを提供するときに合わせて、その農産物を栽培した農家の人が栽培の過程などについて、出張授業を行っています。

授業のあとは、一緒に給食を食べて交流を図っています。



(2) 地産地消の推進

地産地消とは、地域で生産されたものを地域で消費する活動です。直売所、量販店、学校給食等での利用を促進し、身近な場所で生産された新鮮な農畜産物を理解して食べることが大切です。

- ◆ 消費者に市内産農畜産物を理解してもらうための情報提供を積極的に行い、地産地消の推進を図ります。
- ◆ 新鮮で安全安心な市内産農畜産物を使った生産者による加工品の研究や伝統料理の伝承などの事業を通じ、地産地消を推進します。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
千葉市地産地消推進連絡会議の実施	市内産農産物の安定的な生産と供給、生産者と消費者の交流促進、「食」や「農」に関する情報収集・提供など地産地消の推進に取り組みます。	生産者 農業団体 消費者団体 流通関係者	経済農政局 営農指導課
地産地消キャンペーンの開催	新鮮で安全安心な農産物を、より多くの市民にPRし、「食」や「農」に対する関心を高めるために、各種イベント会場や販売店等で千葉市の農業の紹介や農産物の展示即売キャンペーンを開催します。	市民	
市内産農産物の販売促進	市民に市内産農産物を購入してもらうため、直売所や観光農園でのもぎ取りなどのほか、スーパー等の販売店での市内産農産物販売コーナーの設置を推進します。	生産者 農業団体 流通関係者	
地産地消の情報提供	直売所や観光農園の紹介など地産地消に関する様々な情報をホームページ等を活用して提供します。	市民	
旬の野菜の紹介・料理レシピの提供	市内産農産物の旬を紹介するとともに、それらを利用した、おいしくて手軽な料理レシピの提供や調理実演会などにより、市内産農産物のPRに努めます。	市民	
給食への市内産農産物の導入	小・中学校等における給食での市内産農産物の利用拡大を図ります。	小学生 中学生 等	経済農政局 営農指導課 教育委員会 保健体育課 (小学校、 学校給食センター)



Column

地産地消シンボルマーク

「千葉市産農産物生産者」の認証を受けた農家が生産した農産物や加工品等に、シンボルマーク入りシールを貼り付けて表示しています。このほか、のぼり旗やチラシ等を作成し、地産地消の推進に活用しています。



(3) 生産者と消費者との交流と体験活動の促進

生産者と消費者との交流を通じて、農業や農畜産物を身近に感じ、「食」や「農」についての理解を深めることが大切です。

- ◆ 作物の栽培を通じて農業への理解を深めるとともに、健康と生きがいの増進や家族の余暇活用場の場として、種まきから収穫までの過程を段階的に体験できるイベントや市民農園の拡充を図ります。
- ◆ 農産物直売所を消費者と生産者との交流の場として活かせる取り組みを行っていきます。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
高齢者いきいき健康園芸	高齢者が、豊かな自然とふれあいながら、農家の指導のもと、野菜や花を栽培するなど園芸を楽しむことにより、生きがいと健康の増進を図ります。	高齢者	保健福祉局 高齢福祉課
ふるさと農園事業	農作物の生産や加工、実習を通して土や自然に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、都市部と農村部の情報交換、ふれあいの場を提供します。	来園者	経済農政局 農業振興課
市民農園・観光農園等の整備と利用促進	生産から収穫まで、気軽に市民が農業に接することができる場として、市民農園・観光農園等の整備を推進します。	市民	経済農政局 営農指導課
家庭料理教室	公民館等において、中央卸売市場で取引された食材を使った料理教室を開催します。	市民	経済農政局 中央卸売市場業務課

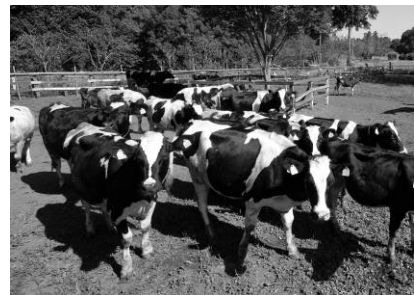


Column

千葉市は農業が盛んです

千葉市は東京に近い大都市ですが、実は非常に農業が盛んです。千葉県は全国で有数の農業県であり、その中で千葉市の農業産出額は、県内に56ある市町村のうち上位11番目に位置しています。

特に小松菜は県内で1位、牛乳（生乳）や落花生などは県内で2位の産出額となっています。（データ：平成18年度）



※落花生を乾燥させるための野積み、「ぼっち」

(4) 地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及

家庭や地域で継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚に関心を持ち、食への理解を深め、次世代に伝承していくことが大切です。

- ◆ 地元でとれる農畜産物を活かした献立や郷土料理の普及を図り、地元の食文化を伝承します。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
郷土料理の普及啓発	ホームページや食生活改善推進員の地区組織活動を利用し、地元で生産される食材を活かした料理の普及を図ります。また、伝統料理や郷土料理の掘り起こしと普及啓発を推進します。	市民	保健福祉局 健康企画課 (保健指導課)
下田農業ふれあい館 (下田都市農業交流センター)	地元で生産された新鮮で安全安心な農畜産物などの販売や、地元農畜産物を活用した料理の提供を通じ、都市部と農村部の市民交流を促進し、農業の振興を図ります。	市民	経済農政局 グリーンレッジ推進課
米の消費拡大推進事業	米の消費拡大宣伝として料理講習会や「房総太巻き寿司」「おにぎり教室」を通じて、米の消費拡大を行います。	市民 幼稚園児	経済農政局 農業振興課

(5) 環境にやさしい食育の推進

食に感謝し、「食品・食材を必要以上に買いすぎない」「食べ残しをしない」ように心がけ、ごみの排出削減などに取り組むことで、環境にやさしい食生活を送ることが必要です。

- ◆ ごみの発生抑制のため、ごみ減量・再資源化に関する情報提供を行うとともに、「リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)」を推進します。
- ◆ 安全安心な農畜産物の生産と供給に向けて、農薬や化学肥料の適正使用や環境保全型農業の推進に取り組みます。

【主な関連事業】

取り組み	内容	対象	所管
エコ料理の普及啓発	環境を考えた「買い物」「料理」「片付け」を通し、食材やエネルギーの無駄を減らす「エコ料理」の普及を推進します。	市民	保健福祉局 健康企画課 (保健指導課)
ちばルールの普及・拡大	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、マイバッグキャンペーンの実施や「ちばルール」協定店の拡充などに取り組みます。	市民 販売事業者	環境局 ごみ減量推進課
3R教育・学習の推進	幼児用・小学校低学年用の3R啓発教育図書を配布するとともに、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」において、食べ物大切にすることを伝えます。	幼児 小学生 保護者	
生ごみの減量・再資源化の推進	生ごみ減量処理機や肥料化容器の普及、生ごみの再資源化（メタンガス化等）の促進など、食べ残しや廃棄により発生する生ごみの削減や再資源化に効果的な取り組みを推進します。	市民	
生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣	生ごみ資源化アドバイザーを養成・派遣して、効果的な資源化を推進します。	市民	
環境保全型農業の推進	農業の環境への負荷を軽減するため、農薬や化学肥料を削減した環境保全型農業を推進します。	農業者	経済農政局 営農指導課



Column

みんなで取組む「ちばルール」

『ちばルール』とは、市の地域特性を踏まえた「ちば型」の資源循環社会の実現をめざし、市民・事業者・市の三者が3R（下記参照）の理念に基づき、自主的にごみ減量に取り組んでいくための行動指針です。

3 R

Reduce

リデュース
(発生抑制)

ごみの発生を減らそう！

できるだけ、ごみは出さない。無駄なものは「買わない」「もらわない」ようにしましょう。

Reuse

リユース
(再使用)

くり返し使おう！

まだ使えるものはごみにしないで、別の使い方を考えましょう。

Recycle

リサイクル
(再生利用)

再び資源として利用しよう！

ごみは資源として再利用できるように、正しく分別して回収ルートにのせましょう。